



悪質な水道工事業者

にご注意を！！

～高額請求！強引な契約!!～

家庭において、水道設備が不調だった為、以前郵便受けに投函されていたマグネット広告の水道工事業者やネット検索で見つけた業者に電話を架け、点検依頼したところ、訪問して来た悪質業者とトラブルとなる事案が発生しています。

来訪した悪質業者は点検の際に、

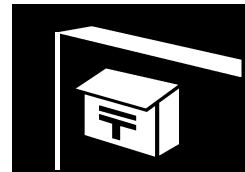
水道設備(便器や排水管)をすぐに取り除かないと原因がわからない。

と言い、すぐに工事が必要であると迫り、了承を得ると

詰まりがひどく放置すると破裂の可能性がある。高圧洗浄しないと直らない。

高圧洗浄しても直らない場合、トイレや風呂を交換しないといけない。

等と事実と異なることを言って不安をあおり、全く必要のない工事契約を取り付け、更に、クーリングオフの適用除外であると主張して契約解除に応じないことでトラブルとなっています。



クーリングオフの適用除外とは??

消費者が住居において契約の申込み、又は契約を締結することを求めて事業者に来訪を請求した場合は、クーリングオフの適用が除外されるケースがあります。

しかし、見積依頼で来訪を要請した場合は来訪請求に該当せず、クーリングオフが適用されるケースがあります。

防犯ポイント ～合い言葉は「マグネット」～

マ・・・まずは見積り！！

グ・・・具体的な工事内容を理解・納得してから、契約する！！

ネ・・・値段に納得できない場合、他の業者から見積りを取ろう！！

ツ・・・追加工事を勧められたら一人で悩まず、誰かに相談！！

ト・・・問い合わせよう！自治体指定の工事業者を！！

最 寄 り 警 察 署 の 生 活 安 全 課
又 是
ヤミ金融・悪質商法110番 078-371-9110